令和4年度三重県農村地域資源保全向上委員会(第2回)の議事概要

■ 開催日時

令和5年2月13日(月)13時30分から16時30分まで

■ 開催場所

JA三重健保会館 4階 中研修室(三重県津市羽所町525-1)

■ 出席委員

岡島委員、木村委員、小林委員、福井委員 計4名

■ 議事概要

1 令和5年度事業計画について

日本型直接支払事業

(1)多面的機能支払事業

- 事務局より、令和5年度の取組内容について説明を行いました。
- (委員)組織の統合、広域化はあったか。
- (事務局) 県としては進めたいと考えており、事務を担う者がいないということで 統合や広域化を提案していますが、他組織との合意形成が困難とのこと から進んでいない状況にあります。
- (委員)知識等が豊富な県職OBの方々でサポートするような仕組みを考えてみてはどうか。
- (事務局) 市町も人員が少なく大変な状況にありますので、サポートできる仕組み を検討したいと思います。
- (委員) 令和5年度について、尾鷲市は取組予定が無いとのことですが、取組状況一覧では1組織が計上されているのはどのような解釈ですか。
- (事務局) 一覧表では、過去に多面的交付金を活用して活動していた組織を累計でカウントしていますので、現状、交付金を活用していない組織も含めて示しています。現状では交付金を活用していないものの、農地等の保全は行われているとの解釈です。
- (委員)一覧表で、統合や休止した組織数といった実態がわかるといいように思います。
- (事務局)現在交付金を活用している組織は666組織ですので、100組織ほど が統合や休止を行っていることになります。

(2)中山間地域等直接支払事業

- 事務局より、令和5年度の取組内容について説明を行いました。
- (委員)棚田地域振興活動加算を受ける要件である、棚田地域振興法に基づく指 定棚田地域とつなぐ棚田遺産は別のものですか。
- (事務局) 別のものとなっており、指定棚田地域は棚田地域振興法に基づき指定されるもので、一定の要件を満たしたうえで国へ申請を行い、認定を受けた地域になります。県内では丸山千枚田、西山の棚田の2地域が認定されています。
- (委員) 指定棚田地域や知事が認める特認地域は、毎年申請の機会はあるのですか。
- (事務局) どちらも毎年申請の機会はあり、要望をいただければ対応しています。 知事が認める特認地域につきましては、5年に1度の対策が始まる前年 度に取組市町に対して申請の有無について確認しています。
- (委員)5年で1期ということで制度初期からトータルで規模が拡大していますが、これは交付する地域が増えているということですか。
- (事務局) やめてしまう集落協定もありますが、新たに取組を始める集落協定の方が多いため、地域数としては増えています。
- (委員) 多気町で令和5年度から 16ha 増えていますが、新規地区でこれだけ増 えているのか、面積拡大の地区で増えているのかどちらですか。
- (事務局) 新たに取組を始める地区1つで16ha 増加しています。

(3)環境保全型農業直接支払事業

- ・事務局より、令和5年度の取組内容について説明を行いました。
- (委員)県内においても有機農業の取組が増えていますが、市町などが有機農業 を積極的に推進していることがその理由ですか。
- (事務局) 市町をはじめとして、県や国においても有機農業を推進しています。 県内には、伊賀地域を中心に有機農業者が多く存在しており、有機農業 者どうしがネットワークを形成しながら、取組者の拡大にも努めていま す。
- (委員)県内の家畜ふんは有機質肥料として、有効に利活用されていますか。
- (事務局) 化学肥料の価格高騰に伴い、耕種農家も有機質肥料の利活用に高い関心を寄せており、家畜ふん肥料の引き合いは強いです。一方、家畜ふんの供給量が偏在している地域もあるため、畜産農家と耕種農家による適切なマッチングを行うことが必要です。

- (委員) 令和4年度は取組面積や交付金額が大きく伸びていますが、これまで県では申請を抑え気味にしてきたのですか。
- (事務局)本事業では、予算額に限りがあることから、県としてはその推進を積極的には行ってきませんでした。しかし、本年度にみどりの食料システム法が施行され、国も本事業を積極的にPRしていることから、県も市町に対して積極的な申請を促してきたところです。

2 令和5年度計画について

地域別農業振興計画

- 事務局より、事業内容、令和5年度計画について説明を行いました。
- (委員)地域別農業振興計画に支援事業を位置付けると、採択は確実になるので すか。
- (事務局) 各事業の予算規模や要望数等によります。予算が少ない場合は、位置付けていないと優先順位が下がり厳しくなります。
- (委員)観光業も事業の採択が難しくなっています。各地域の取組には、観光と 連携したいものが多くあります。
- (事務局)地域特産品の6次産業化の新商品開発や販売強化として、観光商材をターゲットに、普及センター等を通して進めています。国事業も活用しながら支援していきたいと思います。
- (委員) 県が、計画を策定するのですか。どのような頻度で、計画を見直すので すか。
- (事務局)各市町が将来ビジョンを作成し、県地域事務所がとりまとめ、計画を策 定します。来年度の実施事業を中心に、毎年度見直しています。
- (委員)各事業の予算規模等を考慮して、県全体で、計画に位置付ける事業を調整しているのですか。
- (事務局)計画の中で調整はしておらず、基本的に要望があった事業は全て位置付 けています。
- (委員) 1 市のみの地域があるが、市が計画を策定することはないのですか。
- (事務局)事業要綱の中で、県が計画を策定することと定められています。市町と 県がやりとりをしながら、計画を策定しています。
- (委員)支援事業に農福連携の事業がありますが、県内で特徴的な地域はありますか。
- (事務局) 例えば、桑名では施設野菜等で農福連携に取り組んでおり、このような 地域の特色を計画に反映しています。

3 次期計画について

中山間ふるさと水と土保全対策事業

- ・事務局より、次期計画について説明を行いました。
- (委員) ふるさと水と土指導員はどのようなことを行う人のことですか。
- (事務局) 指導員と言った名称ですが、地域で活動している中心となるリーダーのような人のことです。
- (委員)交流人口のカウント方法はどのようにしていますか。
- (事務局) 「三重の里いなか旅のススメ」で紹介している施設に来た来訪者を各施 設でカウントしていただき、集計して交流人口としています。
- (委員)令和4年度までの5ヶ年計画において、目標値に対してどの程度達成できているのかがないと、次期計画の目標値が妥当なものなのか判断がつかないので、示してほしい。
- (事務局) 農山漁村地域と企業の連携のマッチング地区数 1 地区と、ふるさと水と 土指導員の資質向上 5 名につきましては、現計画と同じ目標値としてい ます。交流人口 3 万人につきましては、次期計画から新たに追加した目 標になりますが、県の別計画において定めている目標と同様の目標値に なります。
- (委員)5年間の事業内容について、どこに注力していきたいなど過去との違い は何かあるのか。
- (事務局)基本的には現計画から引き続きの事業が多いですが、棚田地域の振興に つきましては国も注力している取組となりますので、県としても新計画 において注力していきたいと考えています。

(1) 三重県中山間ふるさと水と土保全対策事業

三重のふるさと応援カンパニー推進事業

- 事務局より、令和5年度の取組内容について説明を行いました。
- (委員) 三重のふるさと応援カンパニー推進事業の委託事業の企業へのニーズ調査7万件の内の三重県の割合はどの程度ですか。
- (事務局) 県内は数千件を予定しています。詳しい数値は来年度の第1回委員会で 報告させていただきます。

(2)子ども農山漁村ふるさと体験推進事業

- 事務局より、令5年度の取組内容について説明を行いました。
- (委員)令和4年度実施の協議会受入状況を教えて下さい。
- (事務局) 令和4年度末実績は今後調査を行う予定ですが、令和2年度実績は

- 1,500 人程度、令和3年度実績では 2,700 人程度の受け入れがあり、受 入人数は増えている状況です。
- (委員)受入協議会毎で受入状況に偏りがあるので、同じような研修を実施して もより取組に差がでてしまうと考えるが、どのように工夫して研修会を 実施するのでしょうか。
- (事務局) 受入体制が整っている協議会と高齢化・人材不足により継続が困難な協議会があります。活動継続が困難な協議会へは、グリーン・ツーリズム インストラクターの育成など受入側の体制強化に繋がる支援を考えています。
- (委員)より効果的な研修会にするため、研修等で使用するテキストの公開を検討していただけないでしょうか。
- (事務局) 著作権の関係もありますが、アーカイブ形式やホームページでの公開など検討していきます。

4 中間年評価について

中山間地域等直接支払事業

- 事務局より、中間年評価について説明を行いました。
- (委員)各委員から予め提出した意見について、今後、県では意見を取り入れた 活動を行っていく予定ですか。
- (事務局) すぐに実践できるものとそうでないものがありますが、いただいた意見を取り入れた活動を行っていきます。特に廃止意向の集落協定に対しては早急に丁寧なバックアップが必要になると考えられるため、いただいた意見を参考に対応していきます。
- (委員)アンケートの母数が少ないが、アンケートから読み取れることのみしか 意見として記入できないのですか。それ以外の一般的なことを記入して もよいのですか。
- (事務局) 5協定のみのアンケートではばらつきが大きく、正確な評価ができない 部分もあると思われるため、アンケートから読み取れること以外につい ても記入していただいて構いません。
- (委員)集落協定の広域化について、推進していきたいが難しいといったことが 共通認識であると思うので、県としての広域化に対する考えを整理して ほしいです。
- (事務局) 広域化については事務手続きの面ではメリットが大きいですが、各集落 内での取決めがあるため、推進していくのは難しいです。廃止意向の集 落協定に対しては、規模縮小を行い、継続していくような提案を行って

いきます。

(委員)広域化することでプラスαは何かあるのですか。

(事務局) 広域化加算を受けることができます。

(委員) その加算分で事務手続きのための人を雇うことはできないのですか。

(事務局) 加算金額が 10a あたり 3,000 円となっており、人を雇えるまでの金額ではないため難しくなっています。

■ 会議の公開・非公開 公開

■ 傍聴者・報道関係者 なし

■ 問い合わせ先

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農山漁村づくり課農地水保全班

担当:磯部、浦田、小栗 TEL 059-224-2551